

奈良県告示第二百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市市民生活部環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
シャープ株式会社 代表取締役社長 高橋 興三
大阪市阿倍野区長池町二二番二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
シャープ株式会社 エネルギソリューションカンパニー
葛城市董二八二番一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設二基（以下「A施設」及び「B施設」という。）
特定施設的能力	排気量 三〇㎡／分（二基合計）
特定施設の工事着手予定年月日	許可のあつた日
特定施設の工事完成予定年月日	着工の日から十五日を経過した日

特定施設の使用開始予定年月日

完成した日

四 特定施設の使用に関する事項

特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの
使用時間

八時三十分から十七時十五分までの
うち三時間（全ての施設）

季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）

なし

の値
項
目

通常

最大

水大汚最	水素イオン濃度（水素指数）
------	---------------

四
 十一

四
十一

れ及	B 施設
----	------

一七

一七

非常
浮遊物質量 (SS) (単位


$$\frac{\text{mg}}{\text{g}}$$

設態	B施設
----	-----



定染

4
y
T

特定施設から排出される汚水等の
一日当たりの通常の量及び最大の
量(単位 m³)

A
施設

B
施設

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類 公共下水道への接続